

一般競争入札公告

令和4年9月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊竹松駐屯地
第363会計隊竹松派遣隊長 松永 修

下記のとおり、一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：鉄屑ほか16件(別紙内訳書のとおり)
- (2) 引渡場所：陸上自衛隊竹松駐屯地
- (3) 引取(引渡)期限：代金納付の日から5日以内(令和4年10月31日までに搬出)
- (4) 代金納付期限：令和4年10月31日(月)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受」C等級以上を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。(下請負承認申請書には、下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。契約担当官等が下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。)

3 公告の掲示場所

陸上自衛隊竹松・大村・相浦駐屯地、西部方面隊HP(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

4 契約条項・入札等心得を示す場所

陸上自衛隊竹松駐屯地 第363会計隊竹松派遣隊

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札執行場所：陸上自衛隊第363会計隊竹松派遣隊
- (2) 入札執行日時：令和4年9月21日(水)13時10分

6 落札決定方法

当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。(同価の場合は、抽選による。)

7 入札方法

入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。

8 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(ただし、落札者が契約を締結しない場合、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収)
- (2) 契約保証金：免除(ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収)

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書等の作成

落札決定後遅滞なく「西部方面隊標準契約(請)書」の様式により作成する。「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。)

11 違約金等

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

12 その他

- (1) 入札参加希望者は、入札日前日17時迄に参加連絡するとともに、資格審査結果通知書及び自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録証・許可証の写しを提出すること。(FAX可)
- (2) 郵便による入札の場合は、入札日前日17時迄に必着とし、送付後はその旨、電話連絡すること。
- (3) 入札に関する委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事前に誓約する旨(「当社は、入札等心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」)を入札書に付記すること。
- (5) 当該売払物品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (6) 売払物品は現状引渡であり、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (7) 売払物品の引取に際して発生する一切の費用負担及び必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

13 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒856-0806 長崎県大村市富の原1-1000 陸上自衛隊竹松駐屯地
第363会計隊竹松派遣隊 契約班 担当: 松永 TEL0957-52-3141(内線345)

